

第7章 液化石油ガス設備工事

○設備工事の届出（法第38条の3）

提出書類

- ① 液化石油ガス設備工事届書 ----- 様式 73
様式 73別添
- ② 施工した施設又は建築物等の案内図
- ③ 配置図
- ④ 貯蔵施設の構造図
- ⑤ 設備工事の完成検査表
- ⑥ 気密検査結果

留意事項

- ① 届出を要する液化石油ガス設備工事は、特定供給設備以外の供給設備の設置又は変更の工事で、次の全てに該当する場合です。
 - a. 学校・病院等の規則第86条で定められた施設であること。
 - b. 貯蔵能力が500kgを超えるものであること。
 - c. 供給管の延長を伴う工事又は貯蔵設備の位置の変更又は貯蔵能力の増加を伴う工事であること。
- ② 工事届書の提出先は、施工した施設又は建築物等の所在地を管轄する振興局又は市町村となります。
- ③ 工事届書には、供給設備の技術上の基準に関する説明書（様式73別添）を添付してください。
- ④ 届出書は2部提出してください。1部は消防長への通報に添付されます。（消防法の規定による届出を行った場合を除く。）
- ⑤ 設備工事の完成検査表は、事業者の任意の様式で構いません。
- ⑥ 提出書類②～⑥については、設備工事が技術上の基準に適合していることを確認するためのものであり、適合状況が確認できるものであればこれ以外のものでも構いません。